（小笠原諸島振興開発特別措置法施行規則の一部改正）

第二十四条　小笠原諸島振興開発特別措置法施行規則（平成二十六年国土交通省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別記第四号様式（第十条関係） 小笠原諸島内限定旅行業務取扱管理者証 氏　名　（　年　月　日生） 所属営業所 （写　真） 縦3.0センチメートル×横2.4センチメートル （　年　月撮影） 上記の営業所に所属する小笠原諸島内限定旅行業務取扱管理者であることを証する。 （発行日）　年　月　日 小笠原諸島内限定旅行業者代理業者の氏名又は名称 主たる営業所の所在地 代表者氏名	別記第四号様式（第十条関係） 小笠原諸島内限定旅行業務取扱管理者証 氏　名　（　年　月　日生） 所属営業所 （写　真） 縦3.5センチメートル×横2.5センチメートル （　年　月撮影） 上記の営業所に所属する小笠原諸島内限定旅行業務取扱管理者であることを証する。 （発行日）　年　月　日 小笠原諸島内限定旅行業者代理業者の氏名又は名称 主たる営業所の所在地 代表者氏名

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和五年二月二十八日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による申請書、証明書その他の文書は、この省令による改正後のそれぞれの様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。